

(別記) (三)
所民諸君に訴ふ

われ、東京ゴムの従業員は今迄の様不嘆願を會社に提出して居ります。午会午後には各十五分宛の休みを設ける事、會社に出るから會社の都合で休みにふつた時等は日給の全部を支給する事、嘆願は吾々労働者の秋いとして當然のものであると思ひます。皆確も充分御同情下さる事、せうせんに會社は断然と吾々の秋いを拒絶しました。是して更に吾々の態度が穩かて急いと云つて休業を宣し吾々を工場外に追ひ出しました。おまけに沢山の土方風の人を雇ひ入れて會社近所を通行した。後兼欠の或る者を横さらしたりしました。然し吾々は横ら